

肥料価格高騰対策事業 実施の手引き

(令和4年12月15日現在)

(取組実施者の皆様へ)

本事業は、岩手県肥料コスト低減推進協議会（以下「協議会」という。）が事業実施主体となり、農業者の組織する団体を通じて化学肥料の使用量を2割低減する取組を行う農業者に対し、肥料コスト上昇分の7割を支援する事業です。本事業の円滑な実施に向け取組実施者の御理解と御協力が必要となりますので、この手引きを参考に、本事業へ御協力いただきますようお願い申し上げます。

1 事業の流れ

(1) 参加農業者から取組実施者へ
申込に必要な書類を提出

■ 農業者から、以下の書類を受け取り、内容や支援金額等を確認してください。

【提出書類（★）】

- ① 肥料価格高騰対策事業支援金申込書（業務方法書様式B）
- ② 農業者自己確認シート（業務方法書様式C）
- ③ 化学肥料低減計画書（業務方法書様式2号）
- ④ 秋肥と春肥の注文票、領収証（または請求書）の写し
：肥料の種類、数量、購入費が記載されているもの
- ⑤ 農産物販売伝票等の写し
- ⑥ 【対象者のみ】肥料に関する他補助金を受け取っていることを示す書類（交付決定通知等）

(2) 取組実施者から協議会の受付
窓口へ申請書類を提出

■ 提出された書類をとりまとめ、以下の書類を作成し、協議会の受付窓口へ提出してください。

【協議会への提出書類】

- ・ 事業取組実施者確認書（業務方法書様式A）
- ・ 事業取組計画書の承認申請書（業務方法書様式1号）
- ・ 事業取組計画書（業務方法書様式第1-2号）
- ・ 事業参加農業者名簿（業務方法書様式第1-3号）
- ・ 振込口座情報（業務方法書様式第1-4号）
- ・ 参加農業者が提出した書類（★）の写し

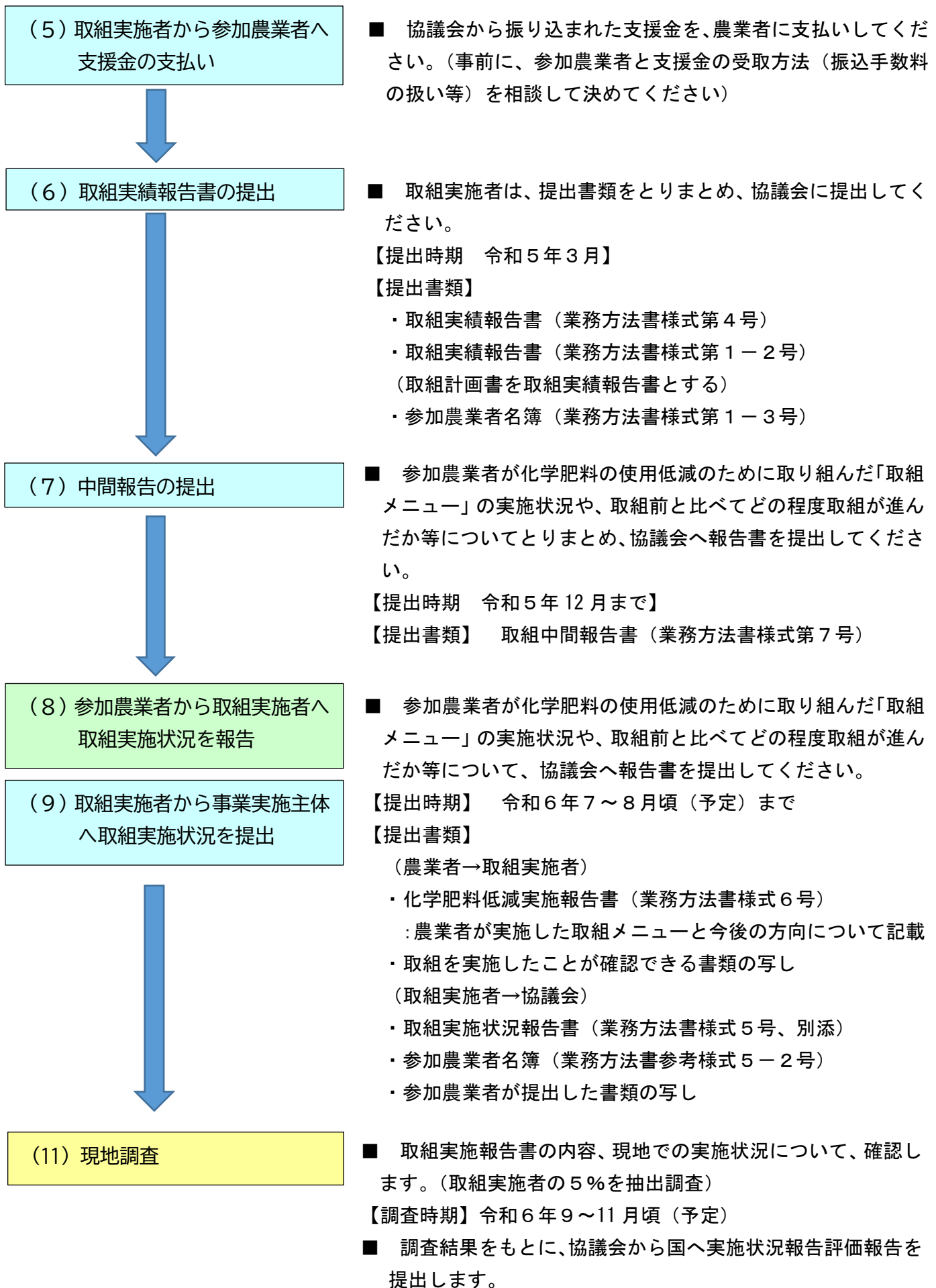
(3) 審査

- 取組実施者から提出された申請書類について、審査します。
- 書類の不備や不足があった場合、これを解消するため、取組実施者に御連絡することがありますので、御対応願います。

(4) 協議会から取組実施者
へ支援金の支払い

■ 協議会が、申請内容が適正であることを確認したら、取組実施者に採択を通知し、支援金を支払います。

(次のページに続きます)



2 取組実施者の主な業務内容

取組実施者（農業者の組織する団体）の要件

- ①5戸以上の農業者が参加していること
- ②代表者の定めがあり、規約・規程類が整備されていること

(1) 農業者の申込書類の確認

農業者から、以下の書類を受け取り、内容や支援金額等を確認してください。

【提出書類】 ※**農業者ごとに①～⑤の順番で申請書類を綴ってください。**

① 肥料価格高騰対策事業支援金申込書（業務方法書様式B）

- ・取組実施者における支援金のとりまとめの参考とするものです。
- ・様式は、ワード版、エクセル版の2種類を用意しています。エクセル版は当年の肥料費を入力すると自動計算されるように作成していますので、ご活用いただくとともに、農業者による作成を支援いただきますようお願いします。
- ・本事業における各農業者の支援金額を確認してください。
- ・市町村から肥料価格高騰に対する補助金を受給し、肥料の上昇分の3割を超えて補助されている場合、市町村補助金による調整額を確認してください。

② 農業者自己確認シート（業務方法書様式C）

- ・事業要件に適していることや申請の内容について、農業者自らが確認を行うものです。
- ・農業者からの提出書類と照合し、誤りや記載漏れがないか確認してください。
- ・チェック項目について、補足事項があれば余白の部分に記載してください。
- ・確認したら、参加農業者自身が署名してください。

③ 化学肥料低減計画書（業務方法書様式2号）

- ・化学肥料2割低減を実現するための取組メニューの中から2つ以上を実施してください。
- ・計画の取組期間は、令和4年度と令和5年度です。
- ・既に実施している取組については、拡大・強化することで対象となります（◎を記入）。
- ・作付概要の作付面積（a）は、年間作付面積を記入します。取組を行う主要な品目（作物名を記入）を2種類までご記入ください。
- ・作付概要の作付面積の『その他』には、取組を行う主要な2品目以外の作物と取組を行わない作物との作付面積とを併せて記入します。合計欄にはすべての作物の作付面積の合計を記入します。
- ・化学肥料低減計画書の実施する取組メニューは、実績報告の際に取組を実施したことを証明する書類を添付する必要がありますので、実績報告までに用意してください。
（例：土壌診断の診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等）

④ 秋肥と春肥の注文票、領収証（または請求書）の写し

- ・肥料の種類、数量、購入費が記載されているか確認してください。

○注文票 期間内に注文を行なった肥料かどうかを確認します。

予め注文せず、直接店頭で購入した場合（当用買い）の場合は不要です。

○領収書または請求書の写し

すでに支払われているか、支払義務が発生していることを確認します。

- ・注文票・請求書・領収書に、支援対象以外の資材（培土、活力剤等）が混在している場合は、その欄に「対象外」と記載し、除外してください。

⑤ 農産物販売伝票等の写し

- ・この事業は、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進めることとされているため、参加する農業者は、農産物等の販売実績が確認できる必要があります。
- ・参加農業者が農産物を販売した実績（販売伝票）の一部（1回分で可）の写しを提出してください。
- ・参加農業者名と農産物販売者名が異なる場合は、販売実績等の写しに「〇〇〇〇（参加農業者）の妻」など、関係を記載してください。

⑥（対象者のみ）肥料に関する他補助金を受け取っていることを示す書類（交付決定通知等）

- ・市町村が行う肥料コスト上昇分に対する補助金申請している場合、補助金の額によっては調整額が発生するため、補助金額を確認するため提出していただきます。

(2) 農業者からの申込書類のとりまとめ、申請書類の作成・提出

- ・提出された書類はとりまとめ、以下の書類を作成し、受付窓口へ提出してください。
- ・提出書類は返却しないので、関係書類は写しをとり、保管してください。
- ・保管期間は、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間（令和9年度末まで）です。
- ・農業者から提出された書類は、個人情報を含みますので、データや書類の取扱いにはくれぐれも注意してください。

【提出書類】

- ① 肥料価格高騰対策事業取組実施者確認書（業務方法書様式A）
- ② 事業取組計画書の承認申請書（業務方法書様式1号）
- ③ 事業取組計画書（業務方法書様式第1-2号）
- ④ 事業参加農業者名簿（業務方法書様式第1-3号）
- ⑤ 振込口座情報（業務方法書様式第1-4号）
 - ・参加農業者分の支援金を受け取る口座を指定してください。
- ⑥ 参加農業者が提出した書類の写し
 - ・(1)の農業者からの提出書類一式を添付してください。
 - ・農業者ごとにまとめて、ホチキスで綴じて提出してください。

(3) 支援金の交付

- ・協議会から、支援金が交付された際は、参加農業者に速やかに支援金をお支払いください。
- ・取組実施者から農業者への振込手数料は補助の対象となりません。振込手数料の取扱いについて、あらかじめ参加農業者と調整してください。

(4) 取組実績報告書の提出 【提出時期 令和5年3月】

- ・取組実施者は、提出書類をとりまとめ、協議会に提出してください。

【提出書類】 (※様式、記載例、提出期限は、別途お知らせします)

- ① 取組実績報告書（業務方法書様式第4号）
- ② 取組実績報告書（業務方法書様式第1-2号）（取組計画書を取組実績報告書とする）
- ③ 参加農業者名簿（業務方法書様式第1-3

(5) 中間報告の提出 【提出時期 令和5年12月まで】

- ・参加農業者が化学肥料の使用低減のために取り組んだ化学肥料低減計画書の「取組メニュー」の実施状況や、取組前と比べてどの程度取組が進んだか等について、協議会へ報告書を提出してください。
- ・化学肥料低減計画書で計画した内容は、令和4年度及び令和5年度で必ず取り組む必要がありますので、参加農業者の取組について確認・指導をお願いします。

【提出書類】

取組中間報告書（業務方法書様式第7号）

（記載方法については、国から示される予定ですので、別途お知らせします）

(6) 取組実施状況報告 【提出時期】 令和6年7～8月頃（予定）まで

- ・参加農業者が化学肥料の使用低減のために取り組んだ「取組メニュー」の実施状況や、取組前と比べてどの程度取組が進んだか等について、協議会へ報告書を提出してください。
- ・様式、記載例、提出期限は、別途お知らせします。
- ・提出された取組実施状況報告をもとに、協議会（県協議会）が現地調査を行いますので、御協力願います。（取組実施者の5%）

3 申請書類の提出期限等

国からの情報により、今後変更する可能性がありますので、ご了承ください。）

取組実施者から受付窓口への申請期限 令和5年1月31日

協議会から取組実施者への支援金の交付時期 令和5年3月

4 申請にあたっての留意点

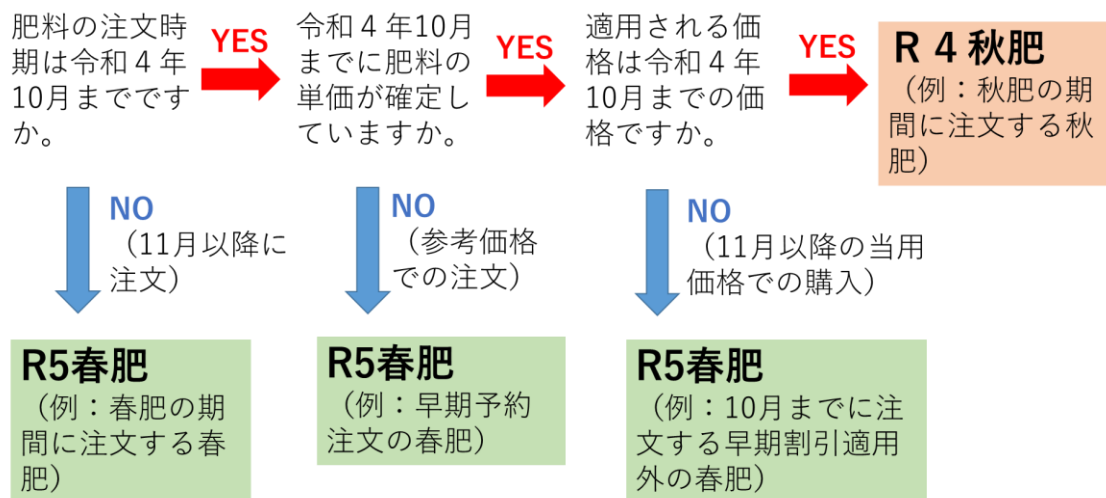
(1) 支援金の対象となる肥料について

本事業で支援金算定の対象となる肥料は、①、②を満たすものです。

① 対象時期

- ・令和4年秋肥：令和4年6月から10月までに購入または購入することが確実な令和4年の秋用肥料として使用するもの
- ・令和5年春肥：令和4年11月から令和5年5月までに購入または購入することが確実な令和5年の春用肥料として使用するもの

【参考】令和4年6月～令和5年5月に注文した肥料の判断フロー



② 肥料の定義

肥料の品質の確保等に関する法律」に基づき登録または届出された肥料が対象です。

【確認方法の例】

○肥料袋の記載の確認

：「保証票」や「肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示」

(記載の例)

生産業者保証票	
登録番号	
肥料の種類	
肥料の名称	
保証成分量 (%)	
原料の種類	
材料の種類、名称及び使用量	
混入した物の名称及び混入の割合	
正味重量	
生産した年月	
生産業者の氏名又は名称及び住所	
生産した事業場の名称及び所在地	

○肥料登録銘柄検索システム（普通肥料の登録について確認ができます）

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryu/160801.html

農水省ホーム > 消費・安全 > 食品安全：農産物（米、麦、大豆、野菜など）

> 肥料 肥料登録システムを利用したオンライン申請等に係る手続きについて

（または、「肥料登録銘柄検索システム 農林水産省」で検索）

(2) 支援金の算定について

- ・支援予定額は、1円単位で算出します。
- ・小数点以下は切り捨てしてください。
- ・支援金の根拠となる肥料費は、消費税を含めた金額で算定してください。

- ・端数処理の考え方は、国Q & Aの問5-3（2）を参照してください。

【お問い合わせ先】

岩手県肥料コスト低減推進協議会（岩手県農林水産部農業普及技術課）

岩手県盛岡市内丸10番1号

電話 019-629-5656

E-mail AF0005@pref.iwate.jp